自ラモ進ミテ勞苦ノ事ニ當リ奉公ノ念ニ徹スベシ。

例 いへバ戰時下ノ學徒タル者ハ深ク皇國ノ後勁タルノ自覺ニ徹 時下國家ノ樞要ナル生產ニ從業セルヲ顧念シ身ヲ持ス 般青年ガ或ハ農耕ニ從ヒ或ハ工場ニ働キ直接戰

ルニ感謝ト尊敬トヲ以テシ

學校報國隊ノ諸活動ソノ他所謂勤勞作業等ニ際シテハ 老幼婦女ヲ勞ハリ特ニ車中ニテハ之ニ座席ヲ譲

最モ眞面目ニ且ツ積極的ニ之ニ從フベク

カクテ日本全國ノ青年ハ克ク一體トナリテ邦家ノ負荷

應フルコトヲ得ベシ

Ħ, シキ體力ト明朗濶達ナル精神トヲ涵養シ卒業後直チニ如何ナル 思ヒヲ此ニ致シ自ラ進ンデ積極的ナル身心ノ鍛錬ニ力ヲ用ヒ浧 業務ニ服スルモ完全ニソノ責務ヲ果スノ用意ナカルベカラズ。 學徒ノ体位向上ハ大東亞建設ノ根基タリ 學徒タル者宜シク

へバ體力章檢定ノ標準ノ向上ヲ期シテ努力練習シ、 技等ヲ盛ニシ單ナル娛樂的競技ニ堕スルコト ナク 國防競

例

精神的要素ヲ重視

早起早寝ヲ勵行シ

酒草煙ヲ排除シ

身邊ヲ清潔ニシ

規律アル生活ヲナシ

日常衞生ヲ重ンジ

殊 ニ結核等ノ傳染性疾患ニ冒サレタル際ハ教養アル學

徒トシテ苟モ他ニ累ヲ及ボスガ如キコトナキヤウ注意

スベシ

勇戰奮鬪スル將兵ノ心ヲ以テ心トシ率先垂範此ノ自戒五條ノ實踐 會シ擧國 膚 進スル秋、 右 ラ刺ス北滿ノ曠野ニ國境ヲ警備シ炎熱鐵ヲ熔カス南海ノ波濤ニ ノ五條ハ常ニ學徒ノ遵守スベキ所ナレドモ今ヤ曠古ノ難局 一體必勝ノ信念ニ燃エテ皇國ノ世界史的使命ノ達成ニ邁 生ヲ聖代ニ享ケタル學徒ハ深クソノ責務ヲ自覺シ酷寒 二際

10 研究科臨時規則

、期スベシ。

二十五条の規定に拘らず卒業の月または翌月に入学を願い出ること 学年短縮により昭和十七年九月、 が出来ると改められた。 従来は研究科の入学は毎年度の始めに願い出る規定であったが、 学年の半ばに卒業した者は規則第

11 修業年限短縮

昭和十六年十一月一日、

大学、

高等専門学校の修業年限が十七年

たための措置であった。 度については六カ月臨時短縮されることに決まり、 争)が始まり、 十七年度より九月に卒業式を行うこととなった。これは、 一月八日の日本軍による真珠湾攻撃によって太平洋戦争(大東亜戦 戦争遂行のための兵力、 労働力の確保が必要となっ 本校においても 十六年十